

## 富山市犬・猫の譲渡情報仲介制度実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）の趣旨に基づき、所有者が新しい飼い主を見つけることができなかつた場合に、譲受を希望する者（以下「譲受希望者」という。）と譲渡を希望する者（以下「譲渡希望者」という。）が相互に連絡して、犬・猫を終生愛情と責任をもって適正に飼養管理することにより、動物の尊い生命の維持増進に努めるとともに、市民の間に動物を愛護する気風を醸成することを目的とする。

### (対象)

第2条 本要領の対象は以下の者とする。

- (1) 犬・猫の譲渡を希望する市民（ただし、犬については狂犬病予防法（昭和25年8月26日法律第247号）第4条に基づく登録及び同法第5条に基づく予防注射を受けているものに限る。）
- (2) 譲受を希望する者

### (実施方法)

第3条 譲渡希望者と譲受希望者は次の方法で登録及び譲渡を行う。

- (1) 譲渡希望者は、保健所へ出向き、譲渡登録書（様式第1号）に写真を添えて、登録する。なお、登録有効期間は、登録した日から2ヶ月間とする。
  - (2) 保健所は、登録情報をホームページ上に譲渡希望者の氏名、連絡先及び連絡時間帯並びに犬・猫の種類、写真、生年月日、毛色、及び性別を公開する。
  - (3) 譲受希望者は、ホームページに公開された情報を見て、直接、譲受希望者に連絡をする。
- 2 譲渡成立後、譲渡希望者は、登録取下げ書（様式第2号）を提出する。

### (その他)

- 第4条 この制度を健全に運営するため金銭等の授受は一切行わないこととする。
- 2 譲渡に当たって譲渡希望者は、譲受希望者に対象動物の特性及び飼養の方法について充分説明することとする。
  - 3 譲渡に当たっての問題については、当事者間で解決することとする。

4 この要領に定められていない事項については、別に協議し実施するものとする。

附 則

この要領は、平成28年4月21日から施行する。

様式第1号

譲渡登録書

年 月 日

(宛先) 富山市保健所長

住 所  
申請者  
氏 名

電 話 ( )  
連絡時間帯

犬・猫の譲渡を希望するため、富山市犬・猫の譲渡情報仲介制度実施要領の規定により、次のとおり申請します。

犬・猫	種類	生年月日	毛色	性別

(添付書類) 写真

個人情報確認欄	済
---------	---

様式第2号

登録取り下げ書

年 月 日

(宛先) 富山市保健所長

申請者 住 所

氏 名

電 話 ( )

年 月 日に譲渡登録した犬・猫について、登録を取り下げます。